

資料1

平成30年度 長野支部保険料率について

(1) 支部評議会における主な意見

意見の概要

第86回運営委員会(9/14)後に開催された支部評議会の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理

保険料率について

①	平成保険料率10%を維持するべきという支部	14支部	○中長期的に安定した運営をするべき ○一度料率を下げてから上げることは加入者等の理解を得るのが大変 ○毎年料率が変動するのは好ましくない
②	①と③の両方の意見のある支部	19支部	
③	引き下げるべきという支部	14支部	○単年度収支均衡を原則として、下げられるときは下げて欲しい ○一定の準備金残高を保有できるのであれば料率を引き下げるべき ○協会や加入者等による取組みの成果を還元すべき

激変緩和措置について

①	早期に解消するべきという支部	0支部	
	①と②の両方の意見のある支部	1支部	
②	計画的に解消するべきという支部	35支部	○平成32年度には10分の10となるため、ルールは重視すべき ○平成31年度末の期限を見据えた措置であり妥当である
	②と③の両方の意見のある支部	0支部	
③	可能な限り緩やかに解消するべきという支部	8支部	○準備金が法定以上にあるという財政状況のため、工夫ができないか ○解消期限の延長が可能ならば、伸ばす方向で検討いただきたい
	その他(①と③に分かれた支部)	1支部	
	意見なし	0支部	

(2)長野支部評議会でもいただいたご意見

1. 平成30年度の平均保険料率についてどのように考えるか

[引き下げ]

将来的なことを考えると10%を維持するのが良いと思われるが、保険料を負担する被保険者の立場からすると、下げられる状況であれば少しでも下げしてほしい。

平均保険料率は10%を維持することを前提に、下げられるときは下げてもらいたい。

[維持]

保険料の負担感を平準化する観点から、保険料率を下げたり上げたりするよりは10%を維持するのが良い。

小規模の事業所では景気が上向いたとしても、なかなか賃金の上昇までは踏み切れない。現在の10%で精いっぱいであり、将来を考え10%を維持するべき。

[その他]

賃金上昇率を3つのケースで試算しているが、全体では賃金が上昇していても賃金を上げられない中小企業もあるので、議論の際には留意してほしい。

少子高齢化が進む中、将来世代の負担も考えて準備金を積み立てていくべき。国庫補助額に比べ拠出金の方が多いので、準備金が積み上がったからといって国庫補助を減らすという話にはならないのではないか。

2.平成30年度激変緩和率についてどのように考えるか。

(現在の段階的な解消に異論なし)

3.保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分(3月分)からでよいか。

(異論なし)

4.その他

保険料率算定の基礎になる医療費・賃金・人口について、今までの議論と違う視点からも考える必要がある。例えば、医師・看護師の数と医療費の伸びの関係を調査し、適正な医師数・看護師数についても保険者として提言をしていくべき。加入者の医療費を抑制しても高齢者の拠出金が膨らみ続ける一方では、努力が報われない。また、長野県は高齢者の雇用率が高く医療費が抑えられているというデータもある。人口減少を見越して働く世代の人口比率を確保するためにも、高齢者の雇用を増やす政策の提言を協会けんぽから行ってほしい。これまでより少し大きな視点に立って政策づくりに貢献してほしい。

(3) 運営委員会での意見取りまとめ

本委員会においては、本年9月から4回にわたり、協会の近年の財政状況、5年収支見通しや今後の保険料率のシミュレーション、医療保険制度全体の動向なども踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われた。その意見の概要は別紙のとおりである。これらを踏まえ、当委員会における平成30年度保険料率に係る議論について、以下のとおり整理する。

【平均保険料率】

平成29年度保険料率に係る本委員会の議論の整理(平成28年12月6日に開催の本委員会資料1-1参照)においては、法令上、黒字基調の場合の協会けんぽの保険料率の設定には裁量の幅があることから、財政の状況について、短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題であることが確認された

また、近年の協会けんぽの財政状況については、平成28年度決算において、被保険者数の大幅な増加や診療報酬のマイナス改定等の制度改正といった一時的要因により4,987億円の黒字決算となり、準備金残高は1兆8,086億円、保険給付費等の2.6か月分という状況になっている

さらに、平均保険料率を維持した場合と平成30年度から引き下げた場合の今後の保険料率のシミュレーションが事務局から新たに示され、いずれの場合においても、長期的に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成30年度から保険料率を引き下げた場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。

〈保険料率を考えるに当たっての留意点〉

公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある

協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているため、保険料率の引下げは慎重に考えなければならない

【都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置】

平成30年度の激変緩和率は7.2/10に引上げることで特段の異論はなかった

【保険料率の変更時期】

平成30年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった

(4) 協会けんぽの考え方

協会けんぽとしての対応

平均保険料率	平成30年度の平均保険料率については、「 10%を維持 」する。
激変緩和措置	現行の解消期限(平成31年度末)を踏まえて計画的に解消していく観点から、 7.2/10 とする。
変更時期	平成30年4月納付分 からとする。

平成31年度以降の保険料率の議論のあり方について

財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくいことを踏まえ、保険料率を考える際のタイムスパンを中長期で考えることを明確化

来年度以降の保険料率の議論においては、こうした前提について大きな事情変更がないかを確認していくことを中心に議論を進める予定

(5) 協会けんぽの収支見込み(医療分)

[単位:億円]		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算を 踏まえた見込み (29年12月)	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	・平成24年～29年度保険料率 10.00% ・平成30年度保険料率 10.00% ・平成30年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 9.50%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	[単年度収支押し上げ要因] ①診療報酬改定 920億円 ②制度改正影響 580億円 ③拠出金の精算分 160億円 合計 1,660億円 従って、上記要因を除くと 単年度収支差は 2,851億円 ↓ ・平成30年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 9.69% [診療報酬改定] ▲1.19% (1)診療報酬本体 +0.55% (2)薬価等 ▲1.74%
	老人保健拠出金	0	0	—	
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者拠出金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(6)平成30年度長野支部保険料率

第1号都道府県 単位保険料率	+	第2号都道府県 単位保険料率	+	第3号都道府県 単位保険料率	-	収入等の率	保険料率 (激変緩和前)	+	保険料率 (激変緩和後)	+	精算分及び 特別計上分の率
(支部別医療給付費)		(主に現金給付費、前 期高齢者納付金等)		(主に事業経費等)							
4.75 (年齢・所得調整後)	+	4.07	+	0.79	-	0.02	9.59	+	9.70	+	0.01 (精算分)
											0.00 (特別計上分)

- ①端数整理の関係上、各料率の合計が一致しない
 ②平均保険料率は10%、激変緩和措率は7.2/10として試算
 ③調整前第1号保険料率[長野支部]5.00%※年齢調整:▲0.06% 所得調整:▲0.18%
 ④[第2号都道府県単位保険料率]傷病手当金等の現金給付費:0.46% 前期高齢者納付金等:3.61%
 ⑤激変緩和率及び特別計上の最終的な予算額が平成30年1月下旬頃に確定するため、暫定版

《全国共通料率》

	長野支部 保険料率	第1号 都道府県単位 保険料率 (年齢・所得調整後)	第2号 都道府県単位保 険料率	第3号 都道府県単位 保険料率	収入等の率	保険料率 (激変緩和後)	精算及び 特別計上分の率
		(支部別医療給付費)	(主に現金給付費、前 期高齢者納付金等)	(主に保健事業分)			
平成30年度	9.71	4.75	4.07	0.79	0.02	9.70	0.01
平成29年度	9.76	4.80	4.22	0.56	0.02	9.75	0.01
前年からの増減	▲0.05	▲0.05	▲0.15	+0.23	±0.00	▲0.05	±0.00

- ①端数整理の関係上、各料率の合計が一致しない
 ②平均保険料率は10%、激変緩和措率は7.2/10として試算
 ③調整前第1号保険料率[長野支部]5.00%(前年:5.02%)※年齢調整:▲0.06%(前年:▲0.06%) 所得調整:▲0.18%(前年:▲0.15%)
 ④[第2号都道府県単位保険料率]傷病手当金等の現金給付費:0.46%(前年:0.45%) 前期高齢者納付金等:3.61%(前年:3.77%)
 ⑤激変緩和率及び特別計上の最終的な予算額が平成30年1月下旬頃に確定するため、暫定版

(7)平成30年度都道府県単位保険料率のまとめ

保険料率	支部数
10.61	1
10.28	1
10.26	1
10.25	1
10.23	2
10.20	1
10.18	1
10.17	1
10.15	1
10.14	1
10.13	3
10.11	1
10.10	2
10.08	1
10.05	1
10.04	2
10.03	1
10.02	1
10.00	1
9.98	1
9.97	1
9.96	3
9.93	2
9.92	1
9.91	2
9.90	4
9.89	1
9.85	1
9.84	2
9.81	1
9.79	1
9.77	1
9.71	1
9.63	1

23

23

平成29年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	1
+0.08	+112	1
+0.07	+98	1
+0.05	+70	1
+0.04	+56	3
+0.03	+42	4
+0.02	+28	3
+0.01	+14	2
±0.00	0	5
▲0.01	▲14	5
▲0.02	▲28	8
▲0.03	▲42	2
▲0.04	▲56	4
▲0.05	▲70	1
▲0.06	▲84	2
▲0.08	▲112	2

18

24

・「+」は平成30年度保険料率が平成29年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。
 ・金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額:労使折半後)の増減。

平均保険料率10%、激変緩和率7.2/10で試算

(8) 協会けんぽ収支見込(介護分)

[単位:億円]		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込(29年12月)	政府予算を踏まえた見込み (29年12月)	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	20年度保険料率 1.13%
	国庫補助等	1,557	1,174	879	21年度保険料率 1.19%
	その他	0	0	0	22年度保険料率 1.50%
	計	9,434	9,856	9,540	23年度保険料率 1.51%
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	24年度保険料率 1.55%
	その他	0	0	0	25年度保険料率 1.55%
	計	9,504	9,858	9,729	26年度保険料率 1.72%
単年度収支差		▲70	▲2	▲189	27年度保険料率 1.58%
準備金残高		207	205	17	28年度保険料率 1.58%
					29年度保険料率 1.65%
					30年度保険料率 1.57%
					《納付金対前年度増減》 ▲129

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

標準報酬月額 280千円	介護保険非該当者(9.76→9.71)	介護保険該当者(11.41→11.28)
平成30年3月分まで	27,328円	31,948円
平成30年4月分から	27,188円	31,584円
増減額	▲ 140円	▲ 364円

※上記金額は、事業主負担分と被保険者負担分の合計保険料額。

(9) 保険料率改定に伴う広報スケジュール

